

(意見書案第12号)

保育所や放課後児童クラブなどに対する子育て支援予算の財政措置に関する意見書

北海道においては、予想を上回る速さで少子化が進行しており、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境を総合的に整備することが喫緊の課題となっている。中でも仕事と家庭の両立を図る上で、保育所や放課後児童クラブを初めとする子育て支援施策の拡充について、道民の期待は高まっており、本市においても重要な課題となっている。

国では次世代育成支援対策や少子化対策を進めており、平成20年2月には、「新待機児童ゼロ作戦」を策定し、病児・病後児保育など多様な保育サービスの拡充、放課後子どもプランの推進、就学前の教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置などを進めることとしているが、道内では都市部を中心に依然として、待機児童が921人（平成19年10月1日現在）いるなど、子育てを支援する環境をより一層整備することが必要である。

また、保育の実施責任を担う市町村において、地域の実情に応じた保育・子育て支援施策を円滑に展開していくためには、国全体として、子育て支援施策を総合的に推進するための財政的支援が不可欠であり、将来を見据え少子化対策を積極的に進める観点から、この分野における予算枠を大幅に拡充することが急務と考える。

よって、国においては、保育所や放課後児童クラブなどに対する子育て支援経費について、適切な財政措置を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
少子化対策担当大臣

} 宛